



受動喫煙対策について

～大切なあなたを、たばこの煙から守りたいから～

県民の皆さまへ

- 受動喫煙による健康への影響について正しく理解し、適切な行動をとることが大切です。
- 喫煙者はマナーを守り、喫煙が禁止されている区域ではたばこを吸わないください。
- 特に、20歳未満の方や妊婦さんが近くにいるときは喫煙を控え、受動喫煙の害から守りましょう。



施設管理者の皆さんへ

- 施設管理者の皆さまは、従業員を含む施設利用者が、受動喫煙による健康への影響を受けないよう、受動喫煙防止対策をお願いします。
- 喫煙場所を設ける場合、周囲に煙が漏れ出さないようにし、また20歳未満の方や妊婦さんを喫煙場所に立ち入らせないください。



主な規制内容

条例の対象となる施設の区分	規制内容（必要な対応）
保育所、幼稚園、小・中・高校、病院、診療所、クリニック、助産所、児童福祉施設、母子・父子福祉施設など	敷地内・建物内のすべてを禁煙 ※ 敷地の周囲も喫煙を制限
官公庁施設、公民館、大学、各種学校、薬局、マッサージ・整骨院・柔道整復師等の施術所、介護老人保健施設・介護医療院など	敷地内・建物内のすべてを禁煙 ※ 屋外喫煙場所設置は可能
物品販売業、金融機関、理容・美容院、図書館、映画館、社会福祉施設、デイサービスセンター、グループホーム、カラオケ施設など、多くの者の利用が見込まれる施設	建物内のすべてを禁煙 ※ 喫煙室設置は可能
飲食店 ※既存小規模飲食店を除く。詳しくは県ホームページ参照	建物内のすべてを禁煙 ※ 喫煙室設置は可能
ショッピングモールなどの複合施設、道の駅、斎場など	施設(建物)内のすべてを禁煙 ※ 喫煙室設置は可能
観覧場、運動施設(ゴルフ場含む)、動物園、植物園、都市公園、遊園地、キャンプ場、ゴルフ・テニス練習場など	建物内、および敷地内(建物外)のすべてを禁煙 ※ 喫煙室設置、および屋外喫煙場所設置は可能
ホテル、旅館等宿泊施設	建物内(客室を除く)のすべてを禁煙 ※ 喫煙室設置は可能
会社事務所・工場(休憩所含む)など	建物内のすべてを禁煙 ※ 喫煙室設置は可能
パチンコ店など風営法に準拠する施設	建物内のすべてを禁煙 ※ 喫煙室設置は可能
鉄道の駅など公共交通機関の乗降、待合施設	建物内(屋外プラットフォーム含む)禁煙 ※ 喫煙室設置は可能
旅客の運送の用に供する列車・船舶	施設(乗物)内の区域内禁煙 ※ 喫煙室設置は可能

※ 兵庫県では、「加熱式たばこ(IQOS・glo等)」も紙巻きたばこと同様の取り扱いです。
※ 喫煙室・屋外喫煙場所の要件については、裏面を参照。

その他、規制区域外でも

施設管理者は、建物の出入口や自動車の乗降・待合い、歩道に面した場所など、相互に人の近接利用が想定される場所については、灰皿等を設置しないなど、受動喫煙防止に必要な対策をお願いします。

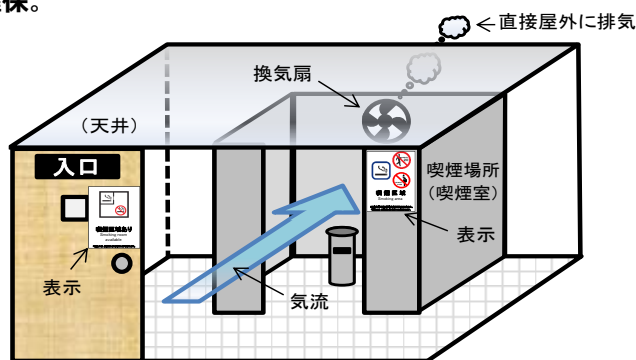
【具体的な場所の例】 ●コンビニエンスストア/飲食店/パチンコ店などの敷地のうち、入口付近や通路に面した場所など



屋内喫煙室の構造・技術的要件について

- ① 壁・天井等で区画された場所であること。
- ② 喫煙室外から喫煙室内への気流は、**0.2m毎秒以上を確保**。
- ③ たばこの煙は換気扇やダクトなどにより、**直接屋外に排気**すること（受動喫煙防止区域を除く）。
※屋外排気に代えて、脱煙機能付ブースや空気清浄機を稼働させる措置は認めておりません。
- ④ 専ら喫煙のみを行う場所とすること。
※ 加熱式たばこも含め、**喫煙しながらの飲食はできません**。
また、自動販売機の設置もできません。
- ⑤ 所定の**喫煙環境表示**が掲示されていること。

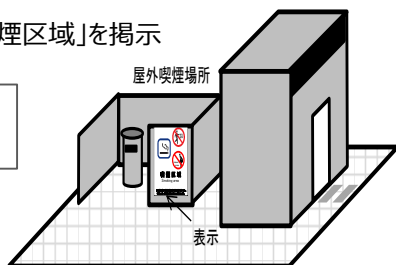
屋内喫煙室設置イメージ



屋外喫煙場所(区域)の設置について

- ① 施設利用者が通常立ち入らない場所や、近くの隣建物に隣接しない場所に設置。
- ② パーティションなどで区画されていることが望ましい。
- ③ 喫煙環境表示「喫煙区域」を掲示

屋外喫煙場所設置イメージ



喫煙環境表示について

飲食店等多くの者の利用が見込まれる施設の施設管理者は、受動喫煙対策に応じて、入口等下記に喫煙環境表示が必要です。

1. 禁煙店舗
2. 店舗の一部に喫煙室がある店舗



※喫煙環境表示がない飲食店は罰則(過料)対象となります。

私的(プライベート)空間における取り組み

■ 20歳未満と妊婦の方の受動喫煙を防止するため次の場所では喫煙を禁止します。

- ① 20歳未満の者及び妊婦と同室する**住宅の居室内**
- ② 20歳未満の者及び妊婦と同乗する**自動車の車内**
- ③ その他、20歳未満の者及び妊婦に受動喫煙を生じさせる場所
 - 通学時間帯における通学路
 - 祭礼・イベント・縁日など、多数の者が集まる催しが行われている屋外の場所で、20歳未満の者、又は妊婦がいる場所及びその周辺



マンションベランダなどでも・・・

マンション・アパートのベランダやバルコニーでの喫煙は規制の対象外ですが、周りに受動喫煙が生じないように、配慮をお願いします。



罰則について

喫煙者や施設管理者が法律・条例に違反し、県や市の担当課による指導等にもかかわらず改善を行わない場合は、罰則(過料)の対象となります。

受動喫煙対策に関するお問い合わせ

兵庫県保健医療部健康増進課 受動喫煙対策班
TEL : 078-362-9111 / FAX : 078-362-3913
E-mail: kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp

検索

兵庫県 受動喫煙

